

【参考】包括請求方式における対象期間

(農業/漁業以外の事業を営む個人事業主さま・中小法人さま)

平成24年
6月 7月 賠償対象期間

< ケース1:平成24年6月末までご請求済みの場合 >



平成24年7月以降の逸失利益を包括請求の対象とさせていただきます。

< ケース2:平成24年6月末までのご請求が完了していない場合 >



平成24年6月末までの期間もあわせてご請求ください。
(6月末までの期間が3ヶ月未満の場合もご請求いただけます。)

< ケース3:平成24年7月以降の期間分をご請求済みの場合 >

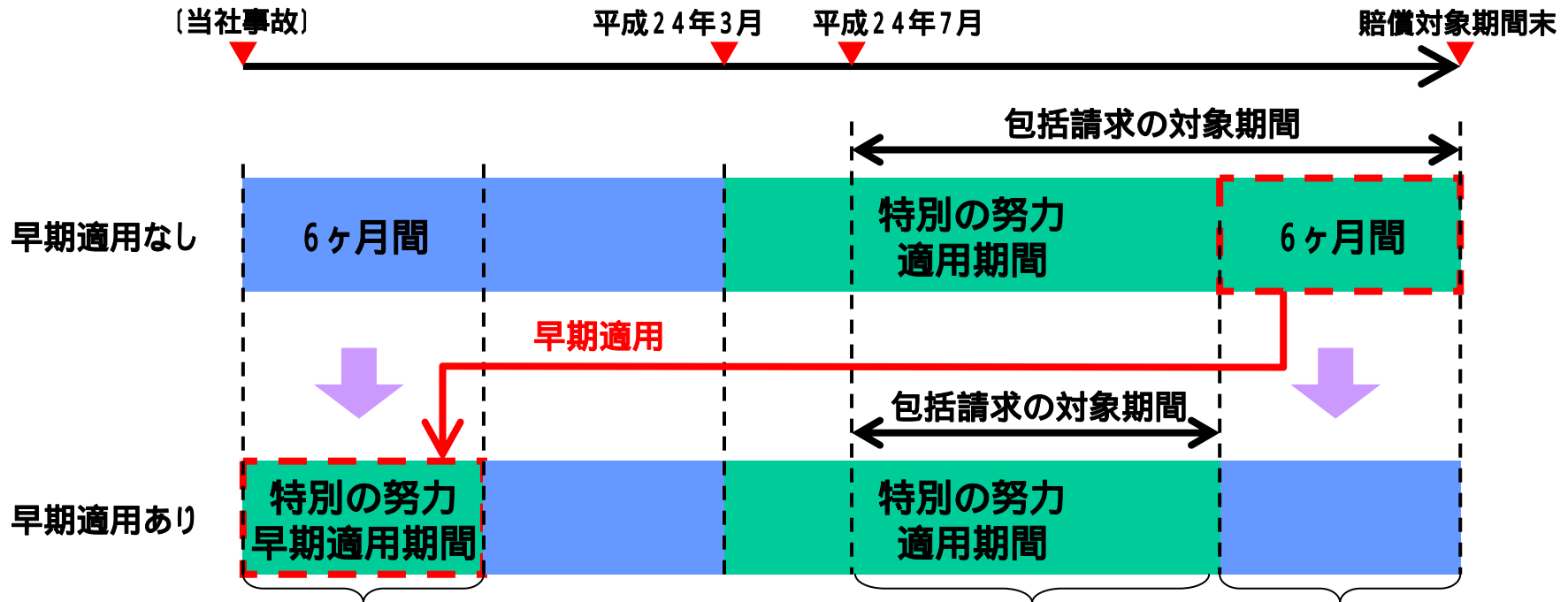


平成24年7月以降で、すでにご請求済みの期間を除いた、残期間分の逸失利益を包括請求の対象とさせていただきます。

残期間分を包括請求方式により賠償

【参考】「特別の努力」の反映方法

(個人事業主さま・中小法人さま)



過去に控除された再開後の事業から得られた利益分については、追加で賠償金をお支払いいたします。

包括請求の対象期間は、賠償対象期間末の6ヶ月前までとなります。

特別の努力が適用されないご請求書にてご請求いただきます。

特別の努力を適用せず、再開後の事業から得られた利益を賠償額から控除する期間

特別の努力を適用することで、再開後の事業から得られた利益を賠償額から控除しない期間